

#### (4) 厚木市：近隣で安全・快適に買い物ができる街

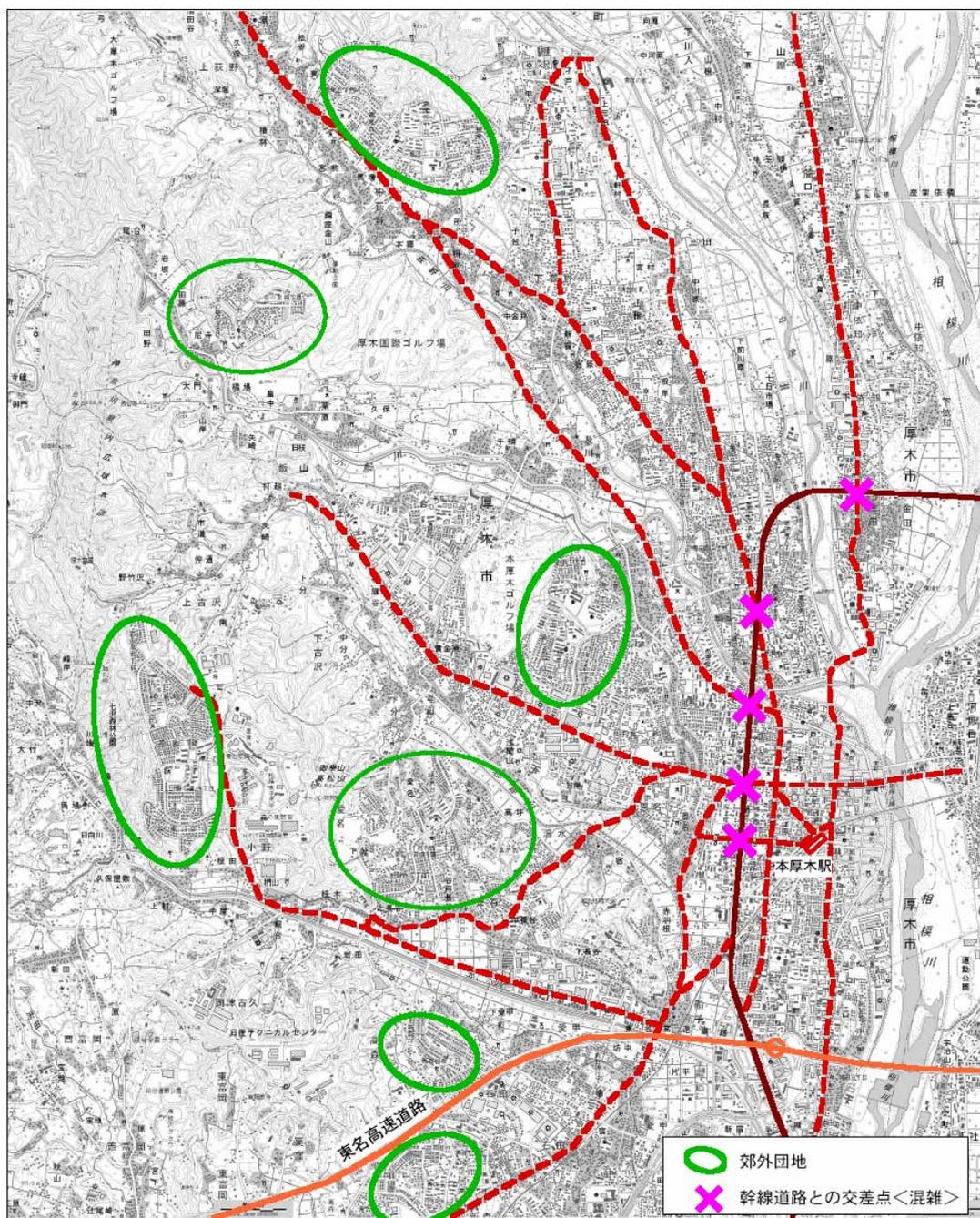
##### ①現況と課題

厚木市の幹線道路は、厚木駅を中心とした放射状道路と、中心市街地を半環状に取り囲む国道 129 号、246 号バイパスによって構成されている。国道 129 号は、市の南部で東名高速道路及び小田原厚木道路と結節しており、国道 129 号、国道 246 号バイパスの交通量が大きいため、放射状道路との交点での交通混雑が著しい。また厚木駅周辺でも交通の混雑が激しい。

国道 129 号、国道 246 号バイパスや駅前の混雑を緩和するために、郊外の住区ごとの近隣サービスを充実し、高齢者の買い物等の利便性を高めるとともに、中心部への交通の集中を軽減させることが必要になっている。

特に郊外には、独立型の住宅団地が分布しており、高齢化が進めば買物等の日常生活に支障が起こる可能性がある。

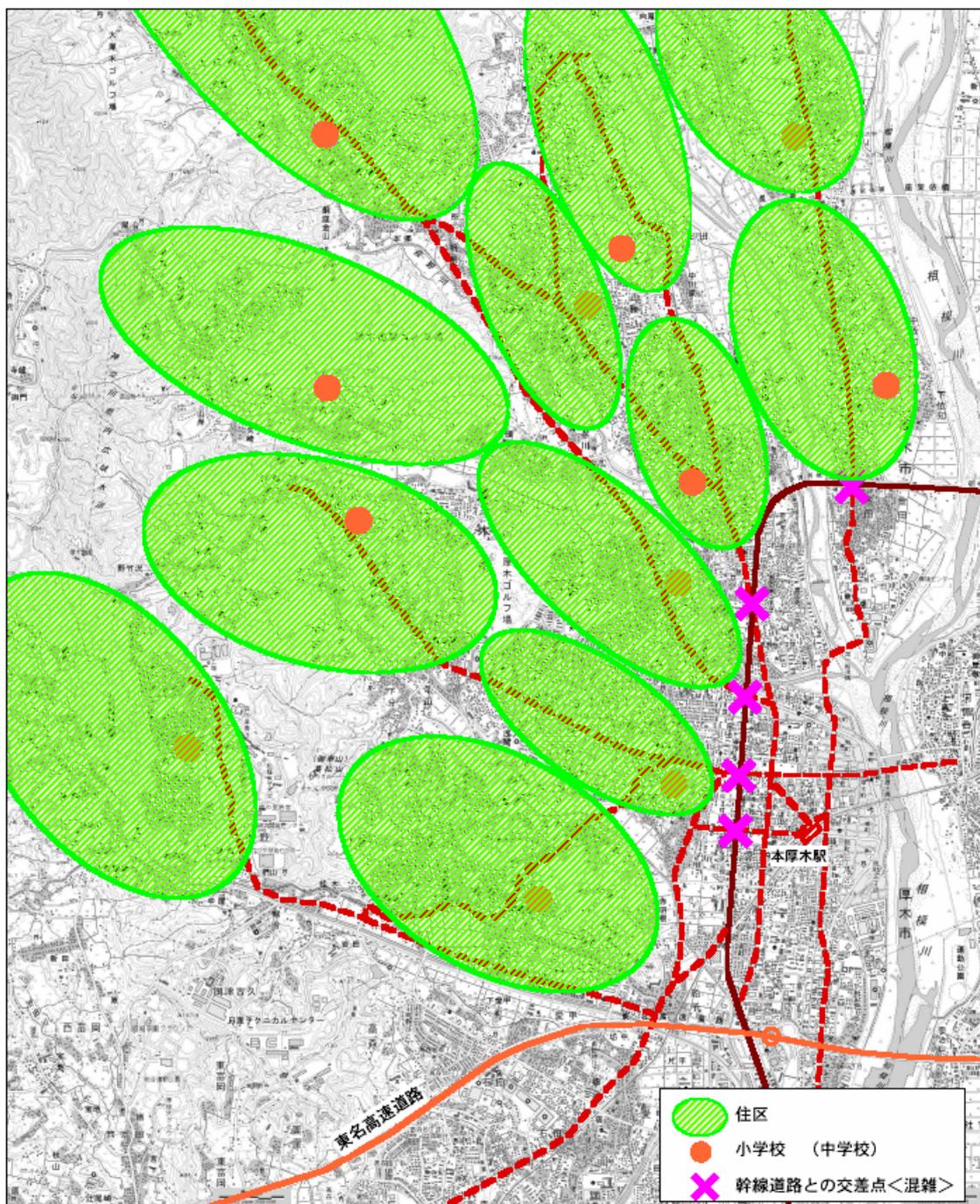
図表 厚木市道路ネットワークと郊外団地



## ②狙い

郊外の居住地における生活環境の充足度の向上を図ることで、高齢化への対応と中心市街地への集中を抑制するとともに、放射状道路の沿道利用に規制をかけることで、道路交通の円滑化、中心市街地等へのアクセスの改善を図る。

図表 厚木市道路ネットワークと住区分布



### ③対応方針

#### 1) 近隣住区のサービスの向上

高齢化に対応した介護予防の一環として、学校の体育館やプールの休日開放などのほか、空き教室を活用してスポーツ施設等を整備し、周辺の農村部を含めた健康管理の場として活用していく。

また団地内に立地する商業施設やサービス施設に加えて、リタイア者による店舗開設などの新規事業への取り組みを推進し、特技や趣味を活かしたチャレンジショップ◆を住区内で展開し、近隣サービスの充実を図る。

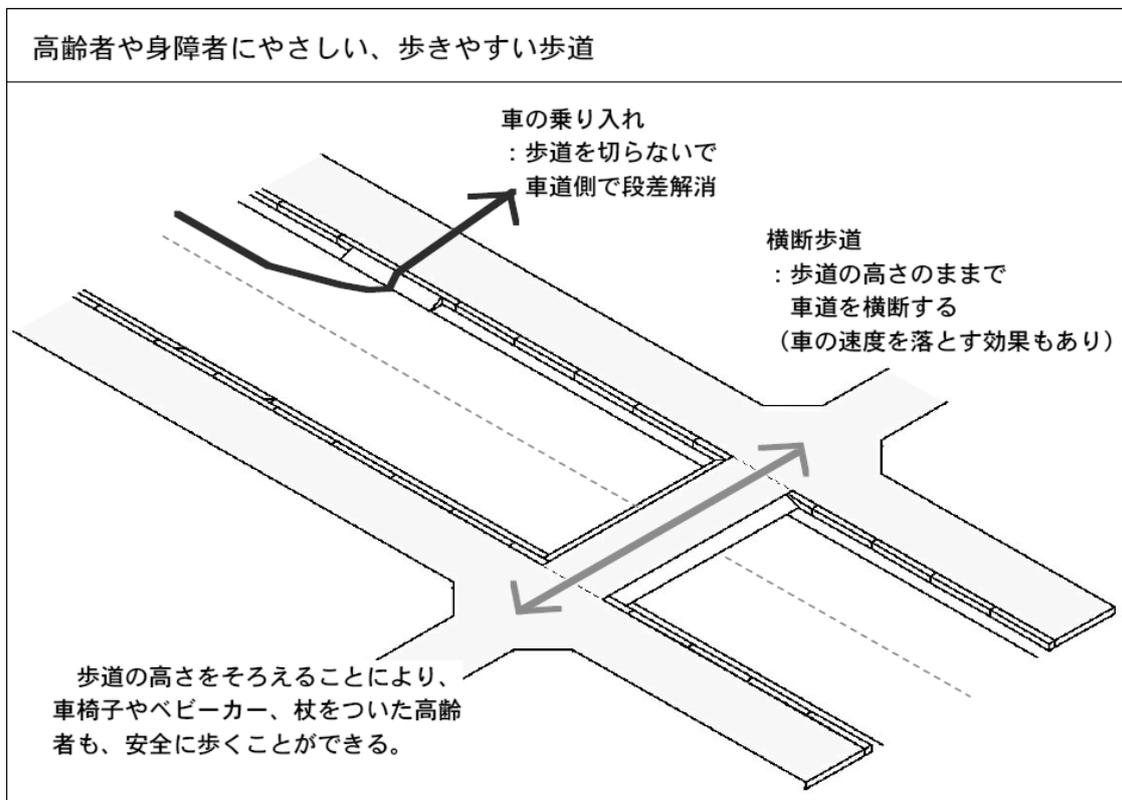
#### 2) 近隣住区のアクセス性の向上

郊外の住宅団地は計画的に開発されたものが多く、歩道が整備されているなど、従前からの市街地に比べて安全性が高い場合が多い。ただし、後期高齢者がやむを得ず運転せざるを得ない環境を改善するために、住区サービス会社やNPO等によるコミュニティバスの運行を検討し、歩行者の安全性を一層高いものにしていくとともに、車の走行の安全性についても配慮した道路構造に改良していく。

さらに車椅子やシルバーカーなどが容易かつ安全に通行できるような配慮も必要になる。



図表 歩行者にやさしい歩道の整備



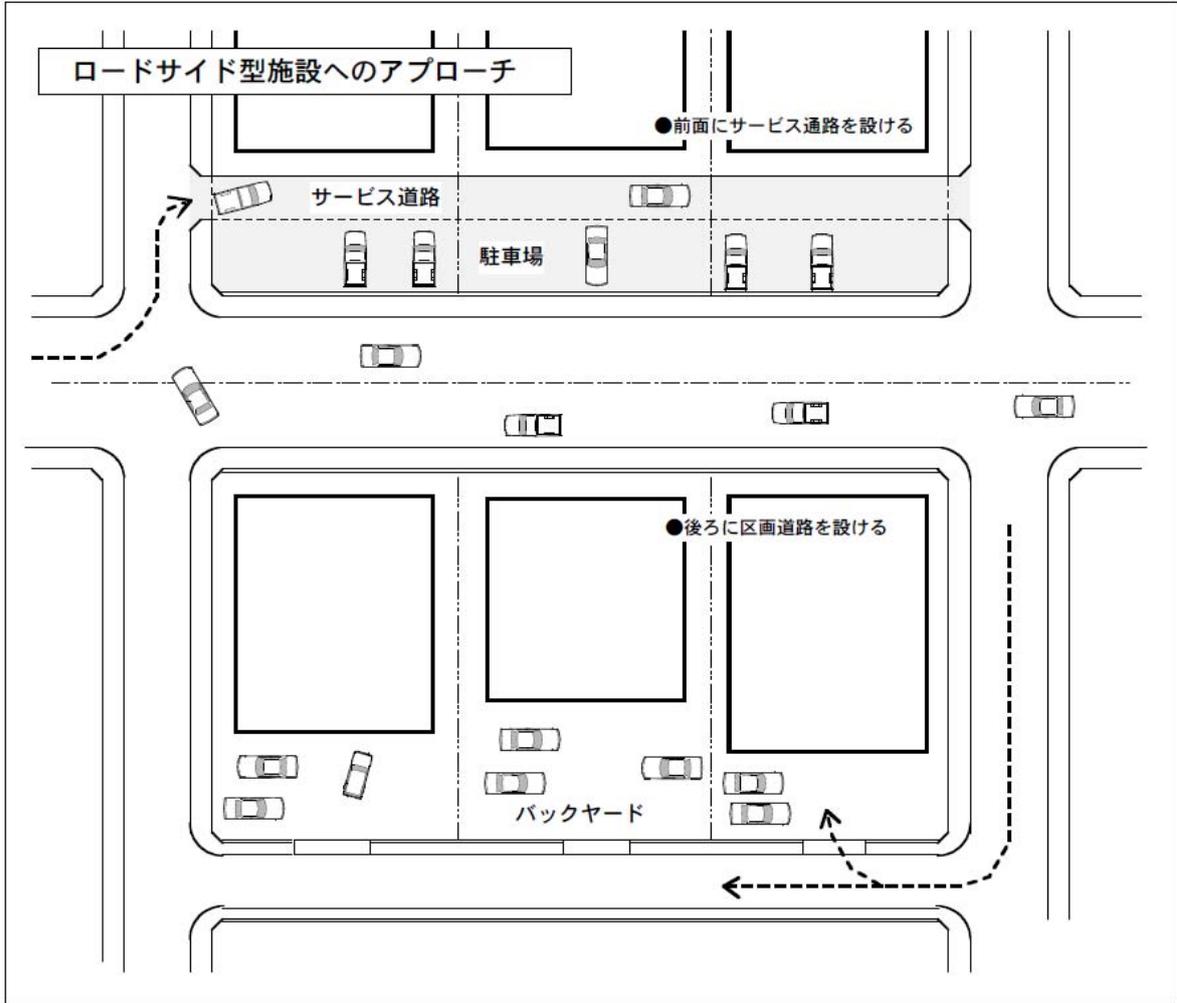
### 3) 幹線道路沿道の交通処理

幹線道路の沿道には、ロードサイド型の商業施設やサービス施設が多数立地している。これらの施設は、道路から直接それぞれの施設にアクセスできる便利さが受けているが、歩道の歩行者とりわけ車椅子の利用者等にとっては、路面の起伏や出入りの車が通行の障害になっている場合が多い。また、道路交通から見ても、ショートトリップの車が頻繁に出入りしたり、入場のために待機しているような状況は好ましいとはいえない。

地権者にとっても、これらの施設で沿道が埋め尽くされ、沿道隣接街区の裏側へ迂回できるような交通処理が不可能になることは、将来の沿道周辺地区における面的開発の障害になる。

各施設へのアプローチを別途設けさせること、一定の間隔で将来の道路建設を想定した空間の確保を図ること、ミニ区画整理を行って裏からのアプローチを義務付けることなどの対応が求められる。

図表 幹線道路沿道の交通処理



図表 参考となる事例

事例テーマ	事例
チャレンジショップの展開	○富山県富山市(シニア向けチャレンジショップ「西遊房」)(P.399)
コミュニティバスの運行	○京都府京都市(醍醐コミュニティバス) (P.373) ○東京都東村山市(グリーンバス) (P.374) ○東京都杉並区(すぎ丸) (P.375) ○埼玉県桶川市(べにばなGO) (P.376) ○群馬県太田市(おうかがいしバス) (P.377)
バス路線の再編	○岩手県盛岡市(ゾーンバスシステム) (P.378)
利用者ニーズに合わせた柔軟なバス運行	○高知県中村市(デマンドバスシステム) (P.379)
路線バスの利便性向上	○バス・ロケーションシステムの導入 (P.380)

注 : 各事例の具体的な内容については、「参考2」を参照

#### ④整備の手順

第1期では学校施設の活用や高齢者福祉施設の誘致、幹線道路沿道利用規制など行政主体の事業を進めていくとともに、第2期に向けた住民協議を進めていく。第2期には、住民協議の成果を踏まえ、住民の協力によるコミュニティバスの運行、チャレンジショップ等による商業サービス施設の充実を図っていく。

図表 工程表

事業名	1期	2期	3期	備考
1 学校施設の活用	←→			
2 コミュニティバスの運行		←→		
3 高齢者福祉施設の誘致(デイサービス)	←→			
4 商業サービス施設の充実		←→		
5 コミュニティ歩道の整備		←→		
6 幹線道路沿道利用規制	←→			

#### ⑤事業主体及び事業費

官民の役割分担及び公共事業に関する事業費は以下のとおりである。

図表 事業主体と事業費

事業名	公共	民間	事業量	事業費(百万円)	備考
1 学校施設の活用	○ (方針)	○ 事業			
2 コミュニティバスの運行		○			
3 高齢者福祉施設の誘致(デイサービス)		○			
4 商業サービス施設の充実		○			
5 コミュニティ道路の整備(歩行者空間)	○		4.3 km	130	ゼネコン・ヒアリング
6 幹線道路沿道利用規制	○			—	